

# 2024年12月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2024年12月3日(火) 13:00

## ◎伊藤淳一議員の一般質問(30分)

1. マイナ保険証について
  - ①健康保険証の復活について
  - ②市民への周知徹底について
  - ③マイナ保険証に関する人的体制について
  - ④利用登録の解除について



## 伊藤淳一議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 保健福祉局長
- 総務市民局長
- 伊藤議員
- 保健福祉局長
- 伊藤議員
- 保健福祉局長
- 伊藤議員
- 保健福祉局長
- 伊藤議員
- 保健福祉局長

## 伊藤淳一議員の一般質問

日本共産党の伊藤淳一です。会派を代表して一般質問します。

12月2日、国民の不安を置き去りにしたまま健康保険証の新規発行が廃止されました。政府は、マイナンバー法が成立した2013年度から2024年度の12年間でマイナンバー関連経費として約1兆1700億円、加えて一人最大2万円分を付与した「マイナポイント事業」で2020年7月から3年3か月の間に約1兆3800億円もの公費を投じたといわれています。

また厚労省は今年5月から7月をマイナ保険証の「利用促進集中取組月間」とし、12月の保険証廃止に向け利用拡大キャンペーンを展開しました。

厚労省は1月から、マイナ保険証の利用率が昨年10月から5ポイント以上増えたところに支援金を出してきましたが、利用率は低迷していました。そこで「集中月間」では利用者数の増加に応じ診療所や薬局に最大10万円、病院に最大20万円の一時金を出すことにしました。それでも利用率は5月時点で7.73%と4月比1.17ポイント増にとどまり、今度は一時金を診療所等に20万円、病院に40万円と倍に上げました。

しかし、その結果、マイナンバーカードの「保有率」は75.7%（総務省10月末）、マイナ保険証の利用率（厚労省10月末）は、わずか15.67%であり、マイナンバーカードに対する国民の不信や不安の根強さが浮き彫りになっています。

マイナ保険証をめぐるのは、医療機関でのトラブルや、マイナンバーカードの安全性など課題が山積しており、全国保険医団体連合会（保団連）が10月に発表したアンケート調査結果では、今年5月以降、約7割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが発生していたことが明らかになっていました。このほかにも情報プライバシー・自己情報コントロール権の観点などから不安や疑問を抱いている人も少なくありません。

11月7日、労働組合や商工業者団体らによる「マイナンバー制度反対連絡会」は、保団連などの複数の団体とともに、参議院議員会館で厚労省・デジタル庁に対し、現行保険証を廃止する方針を撤回するよう要請を行っています。これらの現状を踏まえ、5点質問します。

マイナンバーカードのトラブルは現在も続いており、本市のカード保有率は75.8%（10月末）であり、市民の不安は解消されていません。

現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が自動的に送られてくるのに対し、マイナ保険証はマイナンバーカードの電子証明書を5年ごとに役所に行って自分で更新しなければなりません。

更新を忘れると、資格情報が無効になってしまい、窓口で10割負担を求められかねません。「資格確認書」も法律では希望者が申請することになっており、「当面の間」申請なしで送られてきますが、次の更新時でも自動的に送られてくるのかは不明のままです。こうした管理が難しい障害者や高齢者への支援は保障されず、社会的に一番弱い立場の人を置き去りにする制度になっています。障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）は9月26日、記者会見を行い、政府が進めるマイナ保険証一本化への不安を障害者の目線から訴え、紙の健康保険証を残すことを強く求めました。

現行の公的医療保険制度のもとでは、保険証を発行・交付する責任は国、保険者にあります。

国民皆保険制度を支えてきた健康保険証の発行義務をなくしてしまう政府の暴挙に対し、強く抗議し健康保険証の発行を復活させるべきです。市長の見解を伺います。（①）

医療機関では受付窓口で資格確認ができないケースが続いています。国はその対策として「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証保有者に郵送することにしています。「資格情報のお知らせ」は被保険者情報を記載した書面であり、「資格確認書」とは違い、「お知らせ」な

ので単体では使用できません。つまり、マイナ保険証だけではトラブルを避けられないので「資格情報のお知らせ」をセットで携帯して利用するものです。このことを市民の皆さん方に正確にお知らせしておかなければ、医療機関等での受付窓口は混乱してしまいます。本市の周知徹底の取り組みを伺います。(②)

次に、マイナ保険証に関連する人員体制について伺います。自治体は、国民健康保険等のマイナ保険証の保有者には「資格情報のお知らせ」を、保有していない方には「資格確認書」を送付しなければなりません。個人ごとに間違いなく送付しなければ市民の混乱を招きます。事務が煩雑になることが予想されますが、職員の十分な人員体制がとられているのか伺います。(③)

また、2025年度にはマイナカードの電子証明書の更新件数が約2770万件になるといわれており、これは2013年度の約12倍になります。本市においては約12万7,000件の更新が予定されており、受付窓口での渋滞も予想されます。また、有効期限の3か月前に本人に更新のお知らせの封書が届きますが、これに気付かなかった方や、手続きを忘れた方への対応も必要になってきます。このため職員への新たな業務負荷が予想されます。マイナカードの電子証明書更新に係る事務についても、職員の負荷軽減措置のための人的体制をすすめているのかを質問します。(④)

厚労省は令和6年2月9日に「マイナ保険証の利用登録の解除について」、令和6年10月9日には「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」の事務連絡を发出しています。これにより10月28日より、解除希望者は加入する保険者に書面で申請を行うと解除できるようになりました。そこで、解除申請からいつまでに解除され、「資格確認書」が本人に届くのがいつ頃になるのかが重要です。この期間が長くなると病院で資格情報を確認できない状態が続くことになり、新たな「10割負担」が生じかねません。このことへの対応は明確になっているのかをお答えください。(⑤)

## 伊藤淳一議員の一般質問 答弁と再質問

### [健康保健証の発行を復活させるべき]

#### ■市長

まず、私から、マイナ保険証に関しまして、健康保険証の発行義務をなくす政府の暴挙に対し、健康保険証の発行を復活させるべきとのお尋ねございました。

令和5年6月に交付されましたマイナンバー法等一部改正法によりまして、保険証はマイナンバーカードと一体化をされ、12月2日、昨日以降新たに発行されなくなったという状況にあります。しかしながら、保険証廃止後も引き続き市民の皆様が安心して医療を受けられることは大変重要と認識をしております。

北九州市が取り扱う国民健康保険と後期高齢者医療制度では、12月2日以降も発行済みの保険証は、記載内容に変更がない限り、有効期限である来年7月31日まで引き続き使用することができ、このことを市民の皆様にはわかりやすくお伝えしてるところでございます。

また、今月以降、新規に保険加入する場合や保険資格に変更がある場合は、新たな保険証は発行しない一方で、マイナ保険証を保有されていない方には「資格確認証」を、マイナ保険証を保有しておられる方には「資格情報のお知らせ」を、それぞれ交付することとしております。

なお、高齢者や障害者などのマイナンバーカードでの受診等が困難な方に対しましては、マイナ保険証を持っていても、ご本人からの申請がありましたら「資格確認書」が交付できることとされております。

マイナンバーカードと保険証の一体化は、被用者保険も含めた公的医療保険制度全般に関わる問題であり、国が関係法令を定めて全国一律で実施をしているものでございます。

北九州市は1保険者でありまして、関係法令にのっとりマイナ保険証へのスムーズな移行を行う必要があることから、国に対し保険証の復活を要望することは考えておりません。

今後も、北九州市といたしましては、医療現場が混乱することなく、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、法令に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

私から以上でございます。残りは担当局長からお答えいたします。

## [資格情報のお知らせについての市民への周知徹底の取り組み]

### ■保健福祉局長

次に、私からは、マイナ保険証についての、まず、「資格情報のお知らせ」が単体で使用できないことへの市民の皆様への周知徹底の取り組み、それから、マイナ保険証に関連する人員体制のうち、「資格情報のお知らせ」送付などの職員の配置につきまして、またもう1点、マイナ保険証の登録解除申請から「資格確認書」がご本人に届くまでの期間が長くなると新たな10割負担が生じかねないという、この3点の質問に一括してお答えをいたします。

まず、基本としまして、保険証廃止後も引き続き市民が安心して医療を受けられることは大変重要と認識をしております。

マイナ保険証を基本とする新たな仕組みにつきましては、これまでも、国民健康保険及び後期高齢者医療制度ともに、全被保険者に送付しますパンフレットや市内医療機関等に掲示を依頼するポスターのほか、市政だより、市ホームページなどで周知を図ってまいりました。

また、市民や医療機関等からお問い合わせがありました場合も、市役所や区役所において丁寧に対応させていただいてるところでありまして、今後もさまざまな機会を利用して、被保険者にご理解いただけるよう、丁寧な説明、広報に努めたいと考えております。

さらに、来年8月には、すべての被保険者へ「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を一斉に送付することになるため、送付時期に合わせて、パンフレットやチラシ等で利用方法について改めて周知を図ることも考えているところでございます。

なお、議員ご指摘の「資格情報のお知らせ」が単体では使用できない点につきましては、「資格情報のお知らせ」の紙面に、このお知らせのみでは受診できないことやマイナ保険証が合わせて必要なことを記載しておりまして、今後も必要に応じて周知に努めたいと考えております。

## [資格確認書及び資格情報のお知らせの交付作業について]

次に、人員体制についてのお尋ねでございますが、12月2日以降は、これまで発行していただきました保険証に代わり、マイナ保険証の登録状況等に応じて、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付しております。

議員お尋ねの「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の交付作業につきましてはこれまで保険証発行業務を行っていた職員が対応をしております。

また、今回の制度変更にあたりましては、システムの改修を行いますとともに、区役所へも制度や事務手順の周知を図るなど、必要な体制をとって臨んでいるところでございます。

最後に、マイナンバーカードの保険証利用登録の解除につきましては、令和6年2月及び10月に国から具体的な運用方法が示されております。実際に解除を希望する方は、加入している保険者に申請していただくことになっております。

北九州市におきましては、北九州市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の方がマイナ保険証の利用登録の解除を希望される場合は、区役所窓口で申請を受け付けております。

この申請に基づきまして、全国一律の手続きですが、保険者において加入者からの利用登録解除の申請を受け付けた後、1つには解除申請者への「資格確認書」の交付と、もう1つ、国のシステムへの解除申請者の情報登録、この2つの手順を経まして、原則、システム登録の翌月末にマイナ保険証の利用登録が解除されることとなります。この手続きが全国一律でございます。

北九州市では、国の運用方針の通り、利用登録の解除申請の受付と同時に「資格確認書」の交付手続きも行っており、数日後には郵送によりお手元に届くこととなっております。

そのため、システムの利用登録の解除よりも前に「資格確認書」が届くため、議員ご指摘の資格情報が確認できないことにより新たな10割負担が生じかねないという状況は生じないものと考えております。

いずれにしましても、現在は制度変更の過渡期でありまして、新たな仕組みに円滑に移行できるよう、法令に則って適正かつ丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。私から以上です。

## [職員負担を軽減させるための人員体制について]

### ■総務市民局長

私からは最後に、マイナ保険証に関連する人員体制についてのうち、電子証明書の更新により区役所窓口の負担増が予想されるが、職員負担を軽減させるための人員体制についてとの質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの電子証明書は、コンビニエンスストアで住民票を取得する際やマイナ保険証として利用する際、本人であることを確認するために必要な機能でございます。電子証明書は、カードの交付から5回目の誕生日が更新期限となっております。

マイナポイントを付与したことによりまして、カード保有者が急増いたしました令和2年から5年後にあたる令和7年度以降におきまして、更新の対象者の急増が予想されております。

そのため、急増する電子証明書の更新対応といたしまして、区役所や出張所、マイナンバーカードサテライトコーナーに加えまして、市内10カ所の郵便局でも取り扱えるよう準備を進めており、先般の令和6年9月議会で、郵便局への委託につきまして議決をいただ

いたところでございます。市民に身近な郵便局でも手続きができるようになることで、市民の利便性が高まり、来庁者が分散することなどの効果を見込んでおります。

また、対応窓口の拡大だけではなく、対応窓口等を案内するコールセンターの開設や、電子証明書の更新専用窓口への事前予約の導入につきましても準備しているところでございます。

こうした取り組みは、増大する業務の負担の分散につながると認識しておりますが、既存の受付窓口の拡大など職員負担を軽減する体制につきましても、現在、関係各所と調整を図っているところでございます。更新手続きの急増が見込まれる中、手続きを必要とする多くの市民や現場で対応する窓口職員の負担を軽減し、円滑な業務の推進を図るため、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上です。

## 【第二質問】

○伊藤議員

ありがとうございます。マイナ保険証、本格的な稼働が始まりました。しかし、市民の皆さん方に聞いてもですね、本当にこの、簡単に言えば「わけが分からない」という、こういう反応の方が本当たくさんおられるんですね。

「資格確認証とは何か」とか、「患者情報のお知らせ？なんだそれは」と言ったようなこと。そして、「マイナンバーカードを持ってるから、マイナ保険証はこれについてるから大丈夫」と。それ確認しましたかって聞いたら、それも「わからない」といったような、本当にこう、整理されてないんですね、情報が。

そういった問題を、決算特別委員会の市長質疑の中でも、市民の皆さん方にね、やっぱり混乱が予想されるから丁寧な説明、そういったわかってる情報を、整理して知らせるべきだといったようなことも質問しておりましたけども、私の市長質疑の後、当局におかれまして、どういった工夫をされて市民の皆さん方にお知らせをしてきたのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

## ■保健福祉局長

まず、市民の皆様へのマイナ保険証のご利用につきましては、国民健康保険の加入者の皆様にお送りいたします手引きですね。国民健康保険のパンフレットの方でページをしっかりと設けて周知をさせていただいております。

で、その中で、やはり現行のお手持ちの保険証は、1年間は、今年の12月2日以降もですね、保険証に記載の有効期限までは使用可能であるということもきちんにご説明をさせていただいております。

で、その他に、市政だよりの方でも、この10月15日号で、国民健康保険後期高齢者医療制度からのお知らせという形で、マイナ保険証を持っている方、また持っていない方、それぞれについて、どのように「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」を発行しますという内容についてもお知らせをしております。

また、医療機関の窓口にてですね、この8月に保険証の更新で保険証の色が変わりますというのを毎年ポスターを貼っていただいているんですけども、その中でもマイナ保険証に移行いたしますということでのご説明をさせていただいているところ、またホームページにもですね、しっかりと掲載をさせていただいている状況でございます。

おおよそはそのようなことでございます。以上です。

○伊藤議員

色々工夫されて周知してるということですが、それが市民の間に行き届いてないというのが1番の問題ですし、内容が非常に煩雑でわかりにくいといったようなことだと思います。情報出すのはいいんですけど、ほんとにこう、それを見たらわかるような形でね、もう一工夫していただきたいなと思っております。

市長のご答弁の中で、やはり市民の皆さんがスムーズに医療機関に医療を受けられるというような答弁もありましたけど、もう医療現場もですね、市民の皆さん方も混乱してるし、医療現場も今混乱してるんですね。

マイナ保険証を受付に出すわけですが、相変わらず本人確認ができないというような、このような事例がもうずっと続いてるんですよ。今も続いております。おそらく今日もどこかであってるんじゃないでしょうかね。政府はですね、総点検をしたと言ってますけども、全然良くなりません。こういった状況の中で今日を迎えてるわけですから、まあ市民の不安はなかなか消えることはありません。

また、マイナンバーカードそのものに対する紐付けの問題、これも解消されてない。色々解消されてない中での強引なこのやり方が市民の不安を招いているといったことは、もうこれ事実ではないでしょうか。

そういった意味においても、市民の安心、安全、健康を守るという立場から、ここはしっかり当局の方が責任を持って、しっかり交通整理していくというか、そういった情報整理が必要なんではないかと私は思います。

マイナカード1枚持っておけばこれ大丈夫というのが最初のスタートでした。ところが、1枚持っててもこれはトラブルが解消できないということで、その結果、本人確認ができないということで、先ほど言いましたけども、持ってる方には「患者情報のお知らせ」をセットで持っていなければいけない、当初そんなチェックなかったんですね。

そして、ない方には「資格確認書」を送らなければいけないというような、こういった事態に今招いてるわけですね。

ある方は「患者情報のお知らせ」、ある方は「資格確認書」、もうわからないですよ、市民の方は。何がどう違うのか。今までの紙の保険証だとそれで良かったわけですが、マイナ保険証にしたばかりにですね、新たな混乱、新たな不安が生じたというのはこれも事実ですから。そういったところにおいてね、冒頭言いましたけど、私、これはね、本気になって、政府にもね、ちょっと一時ストップしなさいと、で、紙の保険証もね、復活しなさいということをね、本当に声を上げて、自治体からも声を上げていかなければいけないんじゃないかと思っておりますけども、改めてその点についてお伺いしたいと思います。

## ■保健福祉局長

先ほどの市長の答弁でもお答えいたしました通り、マイナンバーカードと保険証の一体化は、被用者保険も含めました公的医療保険制度全般に関わる問題であり、国が関係法令を定めて全国一律で実施しているものでございます。

北九州市は1保険者でございますので、関係法令にのっとりマイナ保険証へのスムーズな移行を行うということが必要であると考えておりますので、国に対して保険証の復活を要望するということは考えていないところでございます。以上です。

○伊藤議員

であるならばですね、昨日までに市民の不安というか、そういったものを解消しておかなければいけないですね。そういった取り組みをしておかなければいけないんじゃないでしょうか。

そういった意味では、そちらも不十分ということを先ほど指摘しましたけども、確かに一自治体ですから、法律のもとでやられてるというのは、それはその通りだと思いますけど、声を上げることはできるんですよ。自治体から国に。

今、北九州でもこういう状況になってると。市民の不安はなかなか拭えない。だからちょっと一時ストップしろと、紙の保険証をね、なくすのはやめろという声は出せるんですよ、これ。そういったところをね、市民の立場に立つならばしっかりやっていただきたいと思います。

で、この医療現場の混乱というのもですね、ほんとに今受付も大変なんですよ。先ほど言いましたけども、マイナ保険証に患者情報、そして「資格確認証」、それだけではないですね。あと、その顔認証のマイナ保険証とか、この間ですね、本人確認をしなければいけないことがどんどんどんどん出てきて、受付の窓口はどんどん混乱するばかりなんですよ。ご存知ですよ。

現行の保険証だけでよかったものが、「資格確認証」、そして、マイナ保険証、顔認証カード、顔認証のマイナカード、あるいはまたスマホにも搭載されようとしてる、そういったのも対応しなければいけない。

「患者情報のお知らせ」などいろんなパターンがあるわけですよ。確認するために。それらを全部ね、病院の窓口が引き受けなければいけないんです。これ大変ですよ。もうどなたかですね、病院の現場にちょっと見学に行かれて、その状況をね、見学していただきたいと思うんですね。

もう1つ伺いますけども、「資格申立書」があるんですけど、これは一体どういうことでしょうか。

#### ■保健福祉局長

「資格申立書」というものがございまして、これは、マイナカードですとか機器の故障等で使えない場合等ですね、患者様ご本人に被保険者の「資格申立書」を記入していただくことで、3割負担等、保険の負担により自己負担額を計算する運用が令和5年8月から開始しているということでございます。

その場で、機器等が使えない場合に、資格確認ができない場合に、ご本人に申し立てをしていただくという仕組みでございます。以上です。

#### ○伊藤議員

そうなんですよ。それもですね、病院の負担になるわけですね。患者さんの負担にもなります。マイナ保険証、「患者情報のお知らせ」、「資格確認書」、さらにですね、「資格申立書」。もう何がなんかわからないでしょ。もう全然皆さん分からないと思うんですよ。そういったところをね。しっかり交通整理をして今日を迎えなければいけないんじゃないかなったのかと。

そういう懸念があるから、私、市長質疑の中でも質問したわけですけども、なかなかそこはうまくいってないということです。ま、それはね、北九州市だけの問題じゃないですね。大きく言うと、やっぱり強引に推し進める政府の政策そのものにあると思いますし、システムの欠陥があるのは明らかですよ。今日に至ってもトラブルがなくなるかわけ



ですから、根本的に考え直さなければいけないような状況になってきてるんじゃないでしょうか。

このマイナ保険証ですね、結局は1番大きな問題として、国民皆保険そのものを揺るがすような内容になってきているということですよね。今までは強制的に保険に入って、それから保険料も取られて、自動的に保険証も送られてきたものが、今度は自分で申請しなければ無保険状態になるといったようなことが十分起こり得るし、もう起こってるわけですけども。

そういった意味で、そのメリットというかな、そういうものはあまり感じないですね。不利益ばかりがここに来て目立ってきてるという。そういった不利益もしっかり自覚していただきながら、これから市としても対応していただきたいなと思っています。

それと、先ほどから言ってますけども、その「資格情報のお知らせ」とか「資格確認書」、これも何種類もあるわけですけども、もう1本にしたらいかがですか。もう皆さん方にね。持ってる人も持っていない人も、「資格確認書」、要はもう今までの保険証ですよ、中身は。それはもう1本にしてしまうという考え方もあると思うんですけど、その辺はいかがですか。

#### ■保健福祉局長

国の制度に則って適切に対応していきたいと思っております。以上でございます。